

特別養護老人ホーム松の浦湯治の郷

重要事項説明書

社会福祉法人琵琶湖愛輪会

1. 施設の設置・運営法人

- (1) 法人名 社会福祉法人 琵琶湖愛輪会
- (2) 法人所在地 滋賀県大津市大物 665 番地 7
- (3) 連絡先 電話番号 077-592-2641
- (4) 代表者 理事長 西地 孝介

2. 施設概要

- (1) 施設の種類 指定介護老人福祉施設
- (2) 施設の名称 特別養護老人ホーム松の浦湯治の郷
- (3) 施設の目的 施設は介護保険法、老人福祉法及び関係法令、大津市条例に基づき、要介護状態にある高齢者の余生を全面的に支援し、入居者の人生観や価値観に基づく、生きがいを尊重した施設サービス計画を策定し、適切かつ必要な施設サービスを提供することを施設の目的とする。
- (4) 運営の方針 入居者の居宅における生活の復帰を念頭に置いて、入居者の居宅における生活と入居後の生活が連続したものとなるように配慮しながら、各ユニットにおいて入居者が相互に社会関係を築き、自律的な日常生活を営むことができるように介護サービスの提供に万全を期することを運営の方針とする。
- (5) 施設の構造 鉄筋コンクリート造 地下1階・地上3階
- (6) 延床面積 4,627.97 m²
- (7) 併設事業 (介護予防) 短期入所生活介護
- (8) 所在地 滋賀県大津市大物 668 番地
- (9) 連絡先 電話番号：077-592-2641
F A X：077-592-2651
- (10) 施設長 西地 真美子
- (11) 開設年月日 平成 26 年 8 月 1 日
- (12) 定員 8 ユニット各 10 名の定員 計 80 名

3. 職員の体制（令和 5 年 4 月 1 日現在）

当施設では入居者に対して指定介護老人福祉施設サービスを提供する職員として以下の職種の職員を配置しています。

〈主な職員の配置状況〉※職員数は短期入所生活介護（20 名）の事業も含んだ人数です。

職 種	人 数	主な業務内容	勤務時間
1.管理者 (施設長)	常勤 1 名	施設に勤務する職員の指導監督及び業務の実施状況の把握、その他の管理を一元的に行い、必要な指揮命令を行う。	9時から18時
2.生活相談員	常勤 2 名 以上	入居、退去における面接手続き事務や入居者又はその家族に対する相談援助業務を行う。	9時から18時
3.介護支援専門員	常勤 2 名 以上	入居者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて施設サービス計画を作成するとともに、そのサービスが確実に提供されるよう、各職員との連絡調整を行う。	9時から18時
4.介護職員	常勤 42 名 非常勤 10 名以上	入居者の日常生活全般にわたる介護業務を行う。	7時から16時 9時から18時 11時から20時 13時30分から 22時30分 22時30分から 翌8時
5.看護職員	常勤 4 名 非常勤 3 名	入居者の保健衛生並びに看護の目的から入居者の健康状態の把握をし、主治医の指示に従い看護業務を行う。	8時から17時 9時から18時 9時から16時
6.機能訓練指導員	常勤 1 名	入居者の心身の状況を把握し、日常生活を営むための必要な機能の改善又は、その減退を防止するための訓練及び指導を行う	9時から16時

7.医師	非常勤 2 名	入居者の健康状態を把握し、健康保持のための健康管理、診療、保健衛生指導及び適切な処置を講じ、入居者の病状及び心身の状況に応じて、日常的な医学的対応を行う。	一月 2 日 12:40～ 16:30～ 一月 2 日 14:00～16:00
8.管理栄養士	常勤 1 名	入居者の栄養管理、栄養マネジメント等の栄養状態の管理を行い、入居者の栄養並びに身体の状態及び嗜好を考慮し、入居者個々の自立支援に配慮する	9 時から 18 時
9.宿直員	非常勤 2 名	宿泊して夜間の警備を務め、万が一の災害時や緊急時等に対応する。	18 時から翌 9 時
10.託児室職員	非常勤 2 名	勤務する職員の乳幼児を預かり保育を行う。	9 時から 18 時
11.清掃員・家事支援	非常勤 3 名	施設内外の清掃を行う。 ユニットで家事を支援する。	9 時から 13 時 9 時から 16 時

4. 居室及び設備の概要

当施設では下記の居室及び設備をご用意しています。入居される居室は全て個室となります。

居室・設備の種類	室数	備考
居室 (1 人部屋)	80 室	ユニットは 8 ユニットあり、各ユニット 10 室になります。
共同生活室	8 室	各ユニットにあります。
浴室	10 室	各ユニット 1 か所と特殊浴槽 (シャワーベッド) があります。
トイレ	24 箇所	トイレは各ユニット 3 箇所ずつにあります。
医務室	1 室	

- 居室の変更
入居者から居室の変更希望の申し出があった場合は、居室の空き状況により、施設でその可否を決定します。また、入居者の心身の状況により、施設側で居室を変更する場合があります。その場合、入居者やその家族と事前に協議のうえ決定するものとします。
- 居室への持ち込みについて
危険物、火気の持ち込みはご遠慮ください。
詳しくは担当職員までご相談ください。

5. 当施設が提供するサービスと利用料金

当施設では、入居者に対して以下のサービスを提供します。

当施設が提供するサービスについて

- (1) 利用料金が介護保険から給付される場合。
- (2) 利用料金の全額をご契約者に負担いただく場合。

(1) 当施設が提供する基準介護サービス

以下のサービスについては、居住費、食費を除き通常 9 割又は 8 割又は 7 割が介護保険から給付されます。

〈サービスの概要〉

- ① 居室の提供
 - ・ 居室は各個室となっております。馴染みの家具や思い出の品等をお持込ください。
- ② 食事
 - ・ 当施設では栄養士の立てる献立表により、栄養並びに入居者の身体状況および嗜好を考慮した食事を提供します。
 - ・ 食事の時間帯は大よそで設定（朝食 7 時 30 分、昼食 12 時、夕食 17 時 30 分）していますが、入居者の生活ペースに合わせて召し上がっていただけます。
- ③ 入浴
 - ・ 適切な方法により入居者の意向にそって、できる限り入浴を行っていただけます。
 - ・ 寝たきりの方でも特殊浴槽（シャワーベッド）を使用して入浴することができます。
- ④ 排泄
 - ・ 排泄の自立を促すため、入居者の身体能力を最大限活用した援助を行います。
- ⑤ 機能訓練
 - ・ 機能訓練指導員により、入居者の心身等の状況に応じて、日常生活を送

るのに必要な機能の回復又はその減退を防止するための訓練を実施します。

⑥ 健康管理

- ・ 医師や看護職員が健康管理を行います。

⑦ その他自立への支援

- ・ 寝たきり防止のため、出来る限り離床に配慮します。
- ・ 生活のリズムを考え、起床時、就寝時の着替えを行うように配慮します。
- ・ 清潔で快適な生活が送れるように、適切な整容が行われるよう支援します。

⑧ ケアプラン

- ・ 入居者の意思、能力、置かれている環境等に応じ入居者が自立した日常生活を営むことができるように支援するためにケアプランを作成します。

〈サービス利用料金〉

① 介護給付サービスによる料金

滋賀県大津市地域区分：5級地（1単位あたり 10.45）

	一日あたりのサービス利用単位数	一日あたりのサービス利用料金	一日あたりの自己負担額		
			(1割)	(2割)	(3割)
要介護1	670単位	7,001円	701円	1,401円	2,101円
要介護2	740単位	7,733円	774円	1,541円	2,320円
要介護3	815単位	8,516円	852円	1,704円	2,555円
要介護4	886単位	9,258円	926円	1,852円	2,778円
要介護5	955単位	9,979円	998円	1,996円	2,994円

- 介護保険からの給付額に変更があった場合、事前にご説明し変更された額に合わせて契約者の負担額を変更します。
- 法定代理受領サービスを利用できず償還払いとなる場合には、一旦、利用料を全額自己負担していただき、サービス提供証明書を交付させていただきます。

② その他介護給付サービス加算につきましては別紙をご参照下さい。

③ 居住に要する費用

施設及び設備を利用し居住されるにあたっての1日当たりの費用です。介護保険負担限度額の認定を受けておられる方は、その認定証に記載された居住費の金額（1日当たり）のご負担になります。

通常 (第4段階)	介護保険負担限度額認定証に記載されている額		
	第1段階	第2段階	第3段階
3,400円	880円	880円	1,370円

④ 食事の提供に要する費用

入居者に提供する食事にかかる 1 日当たりの費用です。

介護保険負担限度額の認定を受けておられる方は、その認定証に記載された食費の金額（1 日当たり）のご負担になります

通常 (第 4 段階)	介護保険負担限度額認定証に記載されている額			
	第 1 段階	第 2 段階	第 3 段階①	第 3 段階②
1800 円 ・朝食 400 円 ・昼食 750 円 ・夕食 650 円	300 円 (1 日を通じて)	390 円 (1 日を通じて)	650 円 (1 日を通じて)	1360 円 (1 日を通じて)
ティータイム代 (喫茶・おやつ) 200 円 (税別)	ティータイム代 (喫茶・おやつ) 200 円 (税別)	ティータイム代 (喫茶・おやつ) 200 円 (税別)	ティータイム代 (喫茶・おやつ) 200 円 (税別)	ティータイム代 (喫茶・おやつ) 200 円 (税別)

(2) (1) 以外のサービス

以下のサービスにつきましては、利用料金の全額が入居者の負担となります。

〈サービスの概要と利用料金〉

① 特別な食事

- ・ 入居者のご希望に基づいて特別な食事を提供します。

利用料金：要した費用の実費

通常メニュー以外に喫食された食パン 40 円/1 枚

通常メニュー以外に喫食されたジャム 20 円/1 袋

パン粥 40 円/1 杯

② 理容・美容

- ・ 地域の理美容室等を利用して理髪サービスを行います。

③ 受診にかかる費用

- ・ ご家族様の都合等によりやむを得ず施設による受診代行が必要な場合、一定範囲を越える受診について、交通費実費相当としてお支払頂きます。（但し、救急搬送の同行については費用の徴収はいたしません）

○和邇・小野学区内 2,650 円

○堅田学区内 3,200 円

○堅田を越えて片道 45km まで 5,000 円

※45km 以上の距離はご相談ください。

- 夜間（午後 6 時～翌朝午前 9 時）の受診に職員が駆け付けた場合、緊急時対応として 5,000 円（帰設となった場合、その際に発生する上記費用も別途徴収させていただきます）

- ④ 買い物代行及び特別な移送に係る費用
- ・ご家族様の都合等によりやむを得ず施設職員による買い物代行が必要な場合及びご本人・ご家族の希望による理美容等の移送の場合に交通費実費相当としてお支払頂きます。
- 利用料金 550 円
- 10km 以上の距離はご相談ください。
- ⑤ 電気使用料
- お部屋へ持ち込みの電化製品の品数に応じてお支払い頂きます。
- 1 品につき 30 円／日
- ※但し、冷蔵庫・電気毛布・電気あんか・テレビ等待機電力を要する物は 1 品につき 50 円／日
- ※物価により変動
- ※褥瘡治療に要するエアマット、在宅酸素機器、加湿器等、当施設で設置が必要と認められたものについては徴収いたしません。
- ⑥ 立替金サービス
- 病院の診察代(医療費)や買い物の実費等の支払いを施設が立て替えた場合にお支払い頂きます。
- 1,500 円／月
- ⑦ 貴重品の管理
- ・貴重品は原則、ご契約者又はご家族で管理をお願いします。やむを得ない理由で施設管理をご希望される場合は、別途定める利用者預り金管理規程に基づいてお預かりいたします。
- 利用料金：50 円／日
- ⑧ 複写物の交付及び送付
- ・入居者は、サービスの提供についての記録をいつでも閲覧できますが、複写物を必要とする場合には実費をご負担いただきます。
 - ・上記以外を複写する場合も実費をいただきます。
- 利用料金：白黒 20 円／枚 カラー100 円／枚 FAX 送付 50 円／枚
- ⑨ 健康管理費
- ・インフルエンザ予防接種、コロナウイルスワクチン及びその抗原検査、肺炎球菌ワクチン接種、健康の管理上において必要な費用になります。
 - ・利用料金：実費

⑩ 日常生活上必要となる諸費用実費

- ・ 日常生活上入居者に負担いただく事が適当であるものにかかる費用を指します。(個人の嗜好品や衣類、入居者の希望によって準備される教養娯楽や身の回りの品、継続的な処置にかかる材料費として日常生活に必要なもの等)
尚、おむつ代は介護保険給付対象となっていますのでご負担の必要はありません。

⑪ 入居者が契約終了後も居室を明け渡さない場合や、荷物を搬出されない場合等に、本来の契約終了日から現実に居室が明け渡された日までの期間に係る下記の料金(居住費、食事代を含む)を入居者にご負担いただきます。

契約者の 要介護度	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
料金 (1日あたり)	12.375 円	12.783 円	13.566 円	14.308 円	15.029 円

保険適用外部分の料金変更については、1 ヶ月以上前までに、文書でご通知いたします。

⑫ 行政手続きの代行

行政機関に対する手続きについて、代行を依頼することが出来ます。但し、手続きに関する手数料が伴う場合は実費費用をいただきます。

⑬ 各種証明書の発行について

各種証明書の発行につきましては、発行手数料として一部 300 円の費用いただきます。

(3) 利用料金のお支払方法

前記 (1) 及び (2) の利用料金は 1 ヶ月毎に計算し、ご請求いたしますので、下記の方法でお支払ください。(1 ヶ月に満たない期間のサービスに係る利用料金は利用日数に基づいて計算した金額になります)

利用料金お支払方法

契約時にお申込みいただいた金融機関口座からの自動引落となります。前月分の利用料金を、その翌月 15 日前後にご請求し(請求書発送)、その月の 27 日(土・日曜日、祝日の場合は翌営業日)に引落しいたします。口座振替手数料として 82 円/回を徴収させていただきます。

6. 入居中の医療の提供について

医療を必要とする場合は、入居者の希望により、下記協力医療機関において診療や入院治療を受けることができます。（但し、下記協力医療機関での優先的な診療・入院治療を保障するものではありません。また、下記協力医療機関での診療入院を義務づけるものでもありません。）

なお、施設での定期的診察以外の医療にかかる費用は別途必要です。

① 協力医療機関

医療機関の名称	住所	診療科目
大津赤十字志賀病院	大津市和邇中 298	総合病院
中井医院	大津市和邇今宿 572-4	内科
ふくた診療所	大津市八屋戸 971-5	内科・消化器科

② 協力歯科医療機関

医療機関の名称	住所
ローズ山本歯科	大津市向陽町 14-25

7. 施設を退去していただく場合

当施設との契約では契約が終了する期日は特に定めていません。但し、下記のような事由が発生した場合は、当施設との契約は終了し、入居者に退去していただくことになります。

- ① 入居者が死亡した場合。
- ② 要介護認定によりご契約者の心身の状態が自立または要支援と判定された場合。及び平成 27 年 4 月 1 日以降に入所した契約者においては要介護 2 以下と判定された場合。
- ③ 事業者が解散した場合、破産した場合又はやむを得ない事由により施設を閉鎖した場合。
- ④ 施設の滅失や重大な毀損により、ご契約者に対するサービスの提供が不可能になった場合。
- ⑤ 当施設が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合。
- ⑥ 入居者から退去の申し出があった場合（詳細は以下をご参照下さい）
- ⑦ 事業者から退去の申し出を行った場合（詳細は以下をご参照下さい）

(1) 入居者からの退去の申し出

契約の有効期間であっても、入居者から当施設からの退去を申し出ることができます。その場合には、退去を希望する 7 日前までに解約届出書をご提出下さい。但し、以下の場合には即時に契約を解除し、施設を退去することができます。

- ① 介護保険給付対象外サービスの利用料金の変更に同意できない場合。
- ② 施設もしくはサービス従業者が正当な理由なく本契約に定める介護福祉サービスを実施しない場合。
- ③ 施設もしくはサービス従業者が守秘義務に違反した場合。
- ④ 施設もしくはサービス従業者が故意又は過失によりご契約者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合。
- ⑤ 他の利用者がご契約者の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合。

(2) 事業者からの申し出により退去していただく場合

以下の事項に該当する場合には、当施設から退去していただくことがあります。

- ① 入居者が、契約締結時にその心身の状況及び病状等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合。
- ② 入居者による、サービス利用料金の支払いが 2 か月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらず、これが支払われない場合。
- ③ 入居者が、故意又は重大な過失により施設又はサービス従業者もしくは他の入居者の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合。
- ④ 入居者が連続して 3 ヶ月を超えて病院または診療所に入院すると見込まれる場合もしくは入院した場合。
- ⑤ 入居者が介護老人保健施設に入所した場合もしくは介護療養型医療施設に入院した場合。

※入院期間中の利用料金につきましては、

- ① 1 ヶ月につき 6 日以内（連続して 7 泊、複数の月にまたがる場合は 12 泊）の短期入院の場合は、入院・外泊時費用を算定いたします。
- ② 上記にかかわらず、外泊期間中は居室料をご負担いただきます。（同意を得て短期入所生活介護で使用した場合は除く。）

(3) 円滑な退去のための援助

入居者が当施設を退去する場合には、入居者の希望により、事業所は入居者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、円滑な退去のために必要な以下の援助を入居者に対して速やかに行います。

- ① 適切な病院もしくは診療所又は介護保険施設等の紹介
- ② 居宅介護支援事業者の紹介
- ③ その他保健医療サービス又は福祉サービスの提供者の紹介

8. 身元引受人

契約締結にあたっては、身元引受人をご指定いただきます。但し、入所契約締結時に身元引受人が定められない場合であっても、入所契約を締結することは可能です。また、身元引受人が定められない事を理由に、入所をお断りすることはありません。身元引受人の主な責任は次のとおりです。

- ① 入居者の事業者に対する経済的責務。
- ② 入居者の入院に関する手続き・費用負担。
- ③ 契約終了後の入居者の受け入れ先の確保。
- ④ 入居者が死亡した場合のご遺体及び残置物の引き取り等。
- ⑤ 施設サービス計画書（ケアプラン）の説明面談への参加、その他入居者に関して必要と思われる事項。

9. 苦情の受付について

(1) 当施設における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

- 苦情受付担当者：生活相談員 山崎 光
- 苦情解決責任者：施設長 西地 真美子
- 受付時間：月曜日～金曜日 9時～17時
- 電話番号：077-592-2641

(2) 行政機関その他の苦情受付機関

滋賀県国民健康保険団体連合会	所在地：滋賀県大津市中央4丁目5番9号 電話：077-510-6605 FAX：077-510-6606
大津市役所 介護保険課	所在地：滋賀県大津市御陵町3-1 電話：077-528-2753 FAX：077-526-8382

10. 緊急時の対応等

当施設は入居者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師又はあらかじめ施設が定めた協力医療機関への連絡を行うとともに必要な措置を講じます。

11. 事故発生時の対応

当施設は入居者に事故が発生した場合は事故発生マニュアルに沿って、必要な措置を講じます。

12. サービス提供における事業者の義務

当施設は、入居者に対するサービスを提供するにあたり、次の事項を遵守します。

- ① 入居者の生命・身体・財産の安全に配慮します。
- ② 入居者の体調・健康状態をみて必要な場合は、医師又は看護職員と連携し、入居者から聴取・確認のうえサービスを提供します。
- ③ 非常災害に関する具体的計画を策定し備えるとともに、入居者に対して定期的に避難・救出その他必要な訓練を行います。
- ④ 入居者及び他の入居者等の生命又は身体を保護するため、緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他入居者の行動を制限する行為は行いません。やむを得ず行う場合には、入居者及び身元引受人等へ説明し、その同意を得たうえ、必要最小限の範囲で行うように努めます。
- ⑤ 身体拘束を行う場合には、その対応及び時間、その際の入居者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとします。
- ⑥ 入居者が受けている要介護認定の有効期間満了日の 30 日前までに、要介護認定更新申請の援助を行います。
- ⑦ 入居者に対するサービスの記録を作成し、契約終了後 5 年間保管します。その記録については、入居者もしくはその身元引受人の請求に応じて閲覧していただき、その複写物を交付します。複写物は、別に定めるサービス利用料金に基づいて費用を負担していただきます。
- ⑧ サービスを提供するにあたって知り得た入居者に関する事項を、正当な理由なく第三者に漏洩しません。

13. 施設利用の留意事項

当施設をご利用される皆様が、安全で快適に過ごすことができるよう、下記の事項をお守りください。

(1) 面会について

- ・ 面会時間：13：30～16：00の30分を目安に予約制での面会を受付しております。ただし施設内での感染症発生の状況によっては面会を中止させて頂く場合もあります。
- ・ 飲食物のお持込の際は、必ずユニット担当職員へお声掛けください。

(2) 外出・外泊について

外出・外泊される場合は、4日前までに職員にお申し出ください。
緊急やむを得ない場合は、当日の届出となっても構いません。

(3) 食事について

食事が不要な場合は、4日前までにお申し出ください。

4日前までにお申出があり、食事をお召し上がりにならなかった時の食費については、費用の負担はありません。

(4) 金品等について

金品等の持ち込みは、施設では責任を負いかねますので、入居者（身元引受人）の責任の範囲でご了承お願いします。

(5) 喫煙について

決められた場所以外や居室内での喫煙は禁止いたします。

(6) 飲酒について

飲酒について、次の事項をお守り下さい。

- ・ 酒類をお持込の際は、ユニット担当職員へ預けていただきます。
- ・ 飲酒の際は、必ずユニット職員へお声掛け下さい。
- ・ 飲酒は、他の入居者等へ迷惑をかけず、健康を害さない程度でお楽しみ下さい。

(7) 施設・設備使用上の注意

- ・ 居室及び共用施設、敷地については、本来の用途に従って利用して下さい。
- ・ 故意又は不注意等により施設、設備を滅失、破損、汚損、もしくは変更した場合は入居者の費用負担により原状回復していただくか、相当の代価をお支払いただくこととなります。
- ・ 他の入居者や職員等の迷惑となるような宗教活動、政治活動、営利活動等を行うことはできません。

14. 損害賠償について

事業者の責任により入居者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害賠償をいたします。

但し、次の場合は事業者の損害賠償を免ずることができます。

- ① 入居者が心身の状況や病歴等について故意に告げず、又は不実の告知を行った結果、損害が生じた場合。
- (2) 入居者がサービス実施に必要な事項について故意に告げず、又は不実の告知を行った結果、損害が生じた場合。
- (3) 入居者の急な体調変化など、施設のサービスの実施を原因としない事由により損害が生じた場合。
- (4) 入居者が職員の指示に反して行ったことが原因で損害が生じた場合。

15. 大津市基準条例について

大津市の基準条例に従い、下記の事項を遵守します。

- (1) 入居者の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、施設の従業者に対し、研修の機会を確保いたします。
- (2) 非常災害時等の発生の際にその事業を継続することができるよう、他の社会福祉施設と連携し、協力することができる体制を構築するように努めます。
- (3) 施設を運営する法人の役員及び施設の管理者その他の従業員は、暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）であってはならない。又、施設はその運営について、暴力団員の支配を受けません。

16. 非常災害対策について

非常災害対策として避難に関する計画を作成し、自衛消防組織を編成し毎年2回、消火・通報・避難・救出その他必要な防災、防火に関を行います。

17. 第三者評価の実施状況について

第三者評価の実施状況	1 あり	実施日	
		評価機関名称	
		結果の開示	1 あり 2 なし
	2 なし		

令和 年 月 日

確認書

特別養護老人ホーム松の浦湯治の郷の指定介護老人福祉施設サービスについて、本書面にに基づき重要事項の説明を行いました。

特別養護老人ホーム松の浦湯治の郷
事業所番号 2570104014

【説明者】 職名 _____ 氏名 _____ ㊟

私は、本書面にに基づいて事業者から指定介護老人福祉施設サービスの重要事項について説明を受けました。

【本人】 住所 _____

氏名 _____ ㊟

【身元引受人】 住所 _____

氏名 _____ (本人との続柄) _____ ㊟